

月額固定料金制外部リンクサービス個別規定

(月額固定料金制外部リンクサービス概要)

第1条 当社は、月額固定料金制外部リンクサービスとして、お客様が指定するウェブサイトに対して、外部リンクを設定する作業を行います。

(月額固定料金制外部リンクサービス契約期間及び解約)

第2条 月額固定料金制外部リンクサービスに係る契約は、当初契約期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の1ヵ月前までにご通知いただくことにより解約できます。

(確認事項)

第3条 お客様は、当社による本件業務の履行やお客様による内部施策の実施によっても、対象サイトのURL表示順位の上昇が保証されるものではないこと、外部リンクの設定が順位に悪影響を与えない保証は無いことを確認したものとし、順位の上昇が達成されない場合や順位に悪影響があった場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価を返還しないことを承諾したものとします。

(実施方法)

第4条 リンク元となるページのコンテンツ内容、リンクの設定方法、IPアドレスの分散方法は当社がその判断により定めるものとします。

(情報開示)

第5条 リンク元となるページのサイト名、アドレスやコンテンツ内容等、実施業務の内容はお客様には開示されません。

(お客様による作業)

第6条 当社は本申込書を頂戴するまでに、SEO内部施策案等お客様に実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。

(違約金)

第7条 お客様が契約期間中に本契約の解約を希望する場合、本来の契約期間満了日までの料金を、その他本契約の規定に違反した場合には、月額請求額の2ヵ月分を当社に支払うものとします。

株式会社PLAN-B

制定：2013年9月1日

改訂：2023年4月14日